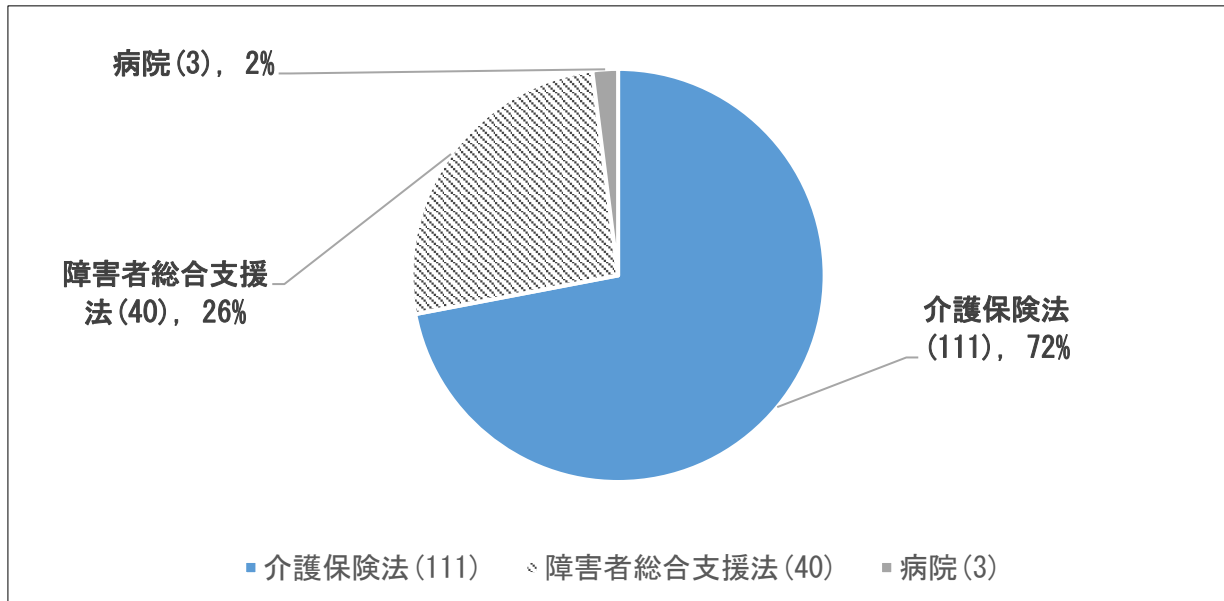


令和6年度 事業所向けアンケート結果

調査期間	令和6年10月7日(月)～10月31日(木)
調査対象	介護保険法又は障害者総合支援法の指定を受けている、北上市内に住所を有する事業所及び入院病床がある病院 ①高齢者施設(介護保険法) : 169事業所 ②障がい者施設(障害者総合支援法) : 74事業所 ③病院 : 4病院 合計 : 247事業所
調査方法	インターネット回答(LoGoフォーム)
回収票数	①高齢者施設(介護保険法) : 111事業所(65.6%) ②障がい者施設(障害者総合支援法) : 40事業所(54.0%) ③病院 : 3病院(66.6%) 合計 : 154事業所(62.3%)

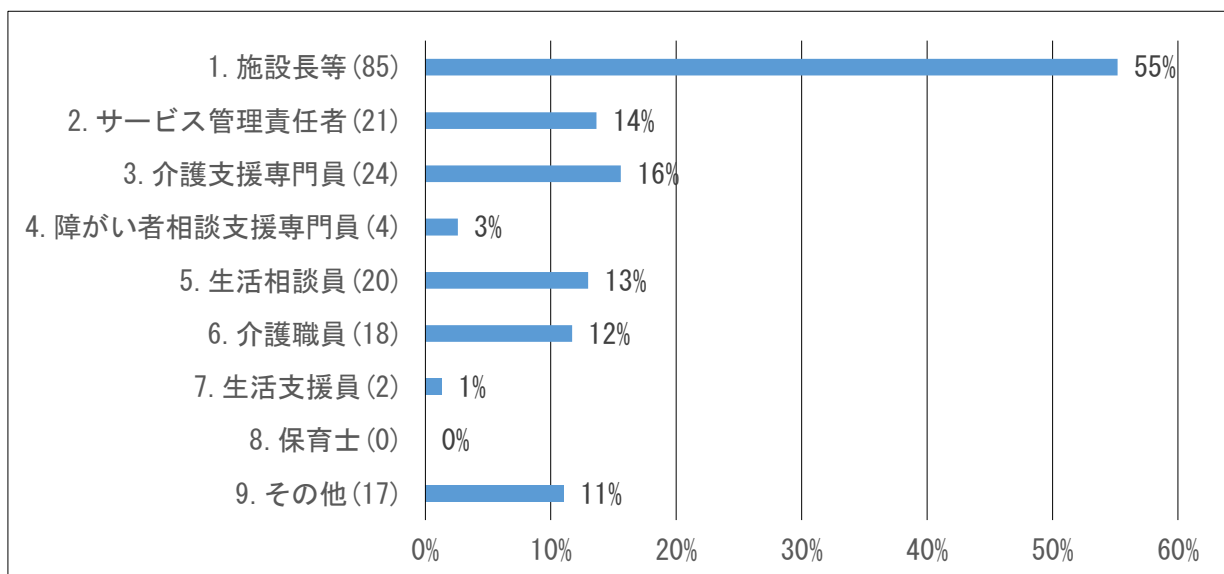
Q 1、Q 2、Q 3、Q 4

あなたの事業所の提供サービスにおける根拠法(対象者)を教えてください。



Q 5 あなたの事業所での職種を教えてください(複数回答可)。

- | | |
|---------------|-----------|
| 1 施設長・管理者・所長 | 6 介護職員 |
| 2 サービス管理責任者 | 7 生活支援員 |
| 3 介護支援専門員 | 8 保育士 |
| 4 障がい者相談支援専門員 | 9 その他 () |
| 5 生活相談員 | |



* 回答者 154 事業所に対する割合 (例: 施設長等 $85 \div 154 = 55\%$)

その他：

医療ソーシャルワーカー（2人）

社会福祉士（1人）

看護師（1人）

事務職員（8人）

福祉用具専門相談員（1人）

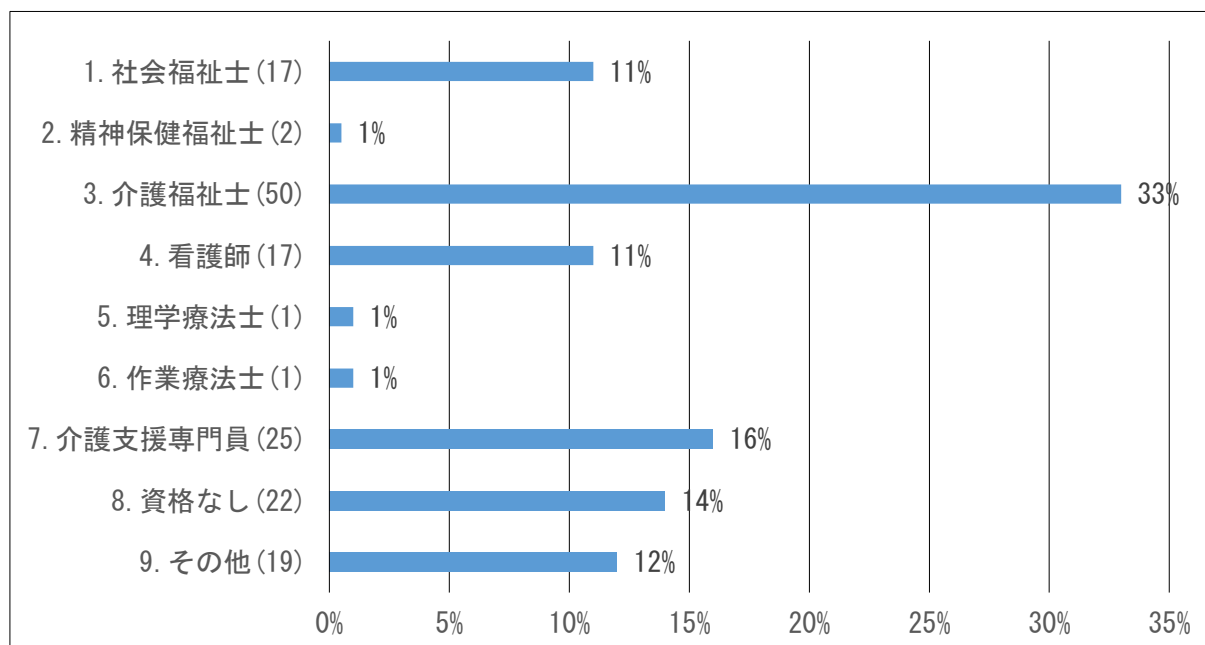
職業指導員（1人）

訪問看護師（1人）

機能訓練指導員（2人）

Q6、 あなたの主となる基礎資格を一つ教えてください。

1 社会福祉士	5 理学療法士	9 その他（ ）
2 精神保健福祉士	6 作業療法士	
3 介護福祉士	7 介護支援専門員	
4 看護師	8 資格なし	



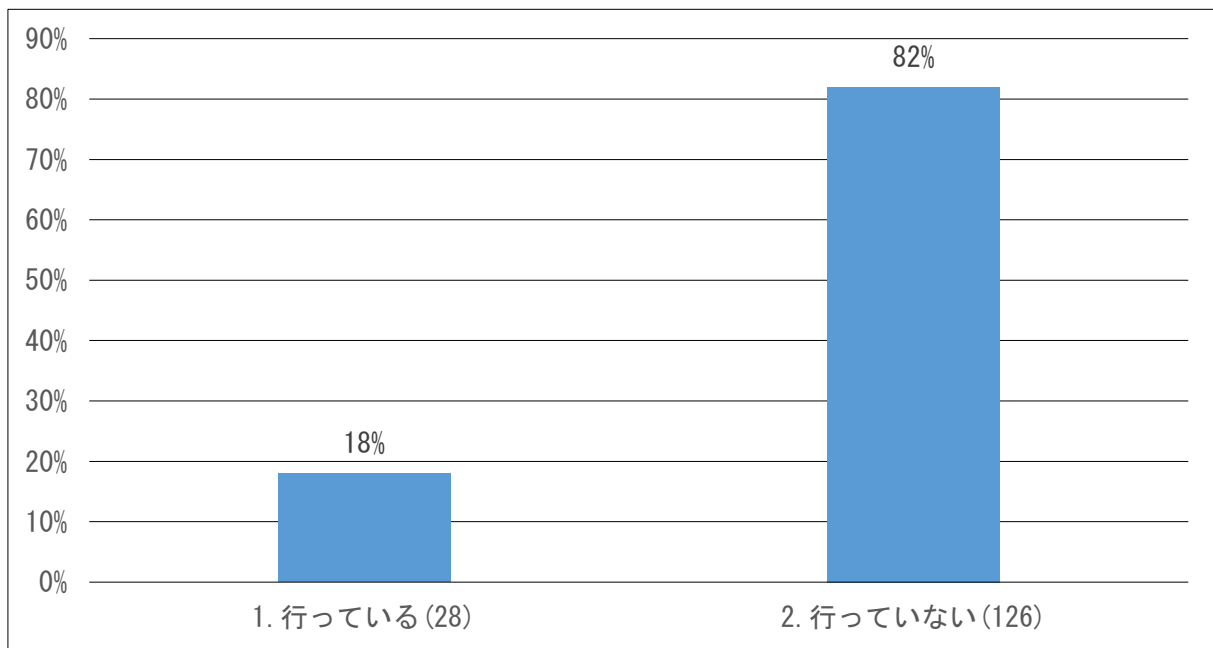
その他：

- ・ホームヘルパー（2人）
- ・社会福祉士主事（1人）
- ・社会福祉主事（1人）
- ・社会福祉主事任用資格（7人）
- ・社会福祉主事任用資格、介護支援専門員（1人）
- ・初任者研修受講、三科目主事（1人）

- ・福祉用具プランナー（1人）
- ・福祉用具専門相談員（2人）
- ・保育士免許（1人）
- ・保健師（1人）

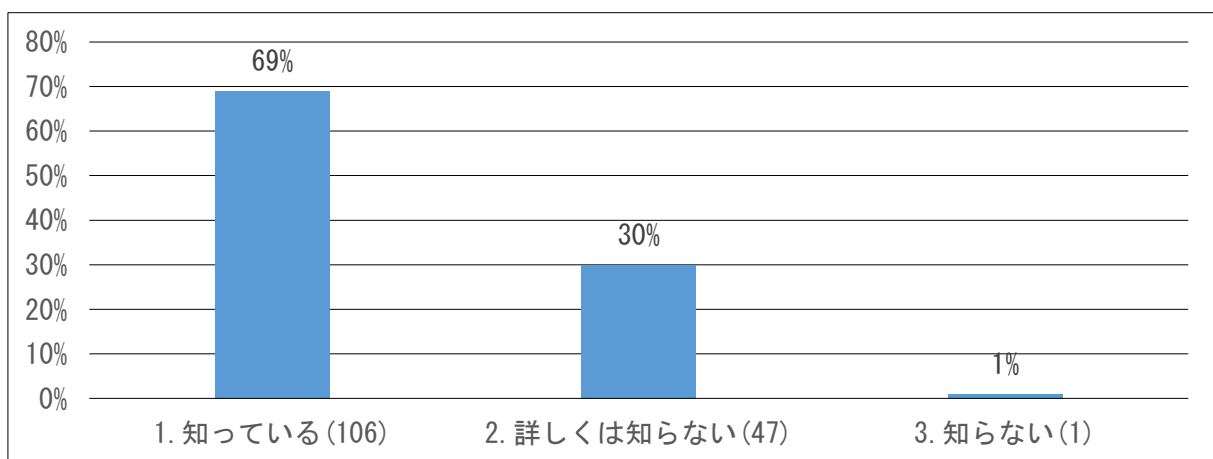
Q7 あなたの事業所では、利用者の金銭管理（通帳管理など）を行っていますか。

- 1 金銭管理をしている 2 金銭管理をしていない



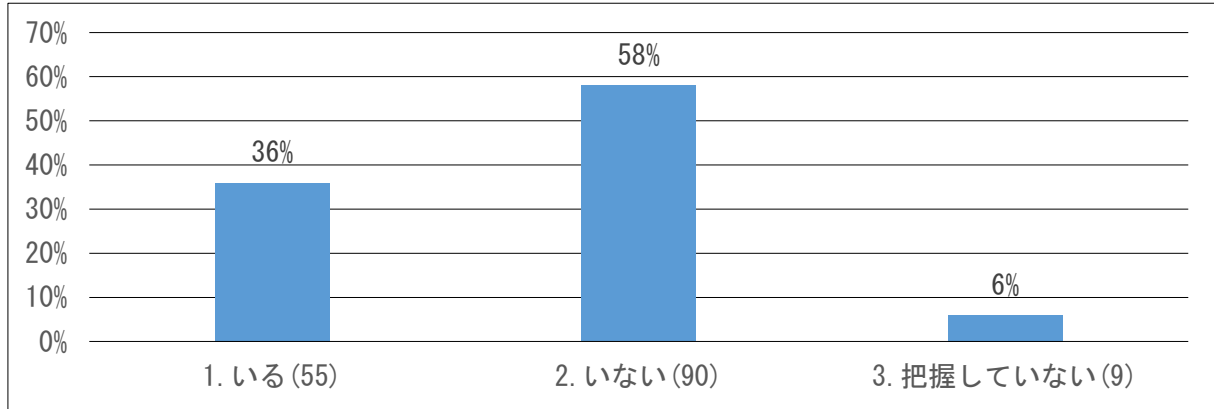
Q8 あなたは成年後見制度について知っていますか。

- 1 知っている 2 詳しくは知らないが制度は知っている（聞いたことがある）
3 知らない



Q9 現在、あなたの事業所の利用者で成年後見制度を利用している方はいますか。

1 いる 2 いない 3 把握していない



Q10、成年後見制度を利用している方の人数を教えてください。

* Q9で「いる」と回答した55事業所への質問

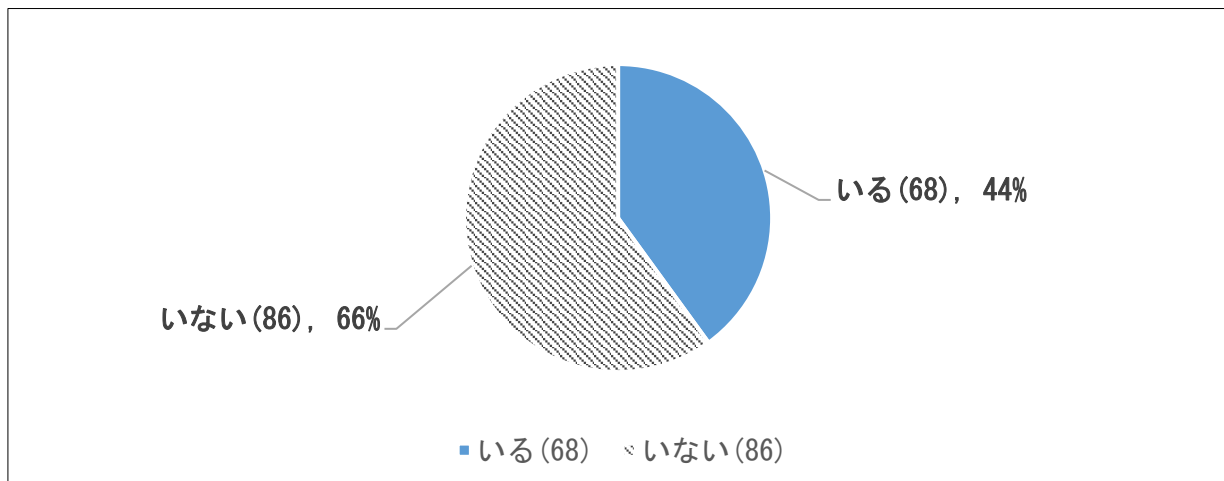
_____人

後見	保佐	補助	把握していない
83人	25人	2人	26人

* 利用者の重複があり得るため、実数とはならないもの。

Q11、あなたの事業所の利用者で、成年後見制度の利用が必要と思われる方はいますか。

1 いる 2 いない



Q12、『将来的に（４年後以降）』成年後見制度の利用が必要と思われる方の人数を教えてください。

* Q11で「いる」と回答した 68 事業所への質問

_____人

４年後以降に成年後見制度が必要と思われる人数	回答数	人数(回答数×人数)
0人	9	0
1人	14	14
2人	14	28
3人	15	45
4人	3	12
5人	3	15
8人	2	16
10人	2	10
15人	3	45
40人	1	40
52人	1	52
66人	1	66
合計	68	353

* 利用者の重複があり得るため、実数とはならないもの。

Q13、『現在、または近い将来（２～３年中）に』成年後見制度の利用が必要と思われる方の人数を教えてください。

* Q11で「いる」と回答した 68 事業所への質問

_____人

現在、または近い将来に成年後見制度が必要と思われる人数	回答数	人数(回答数×人数)
0人	11	0
1人	22	22
2人	9	18
3人	7	21
4人	5	20
5人	4	20
6人	1	6

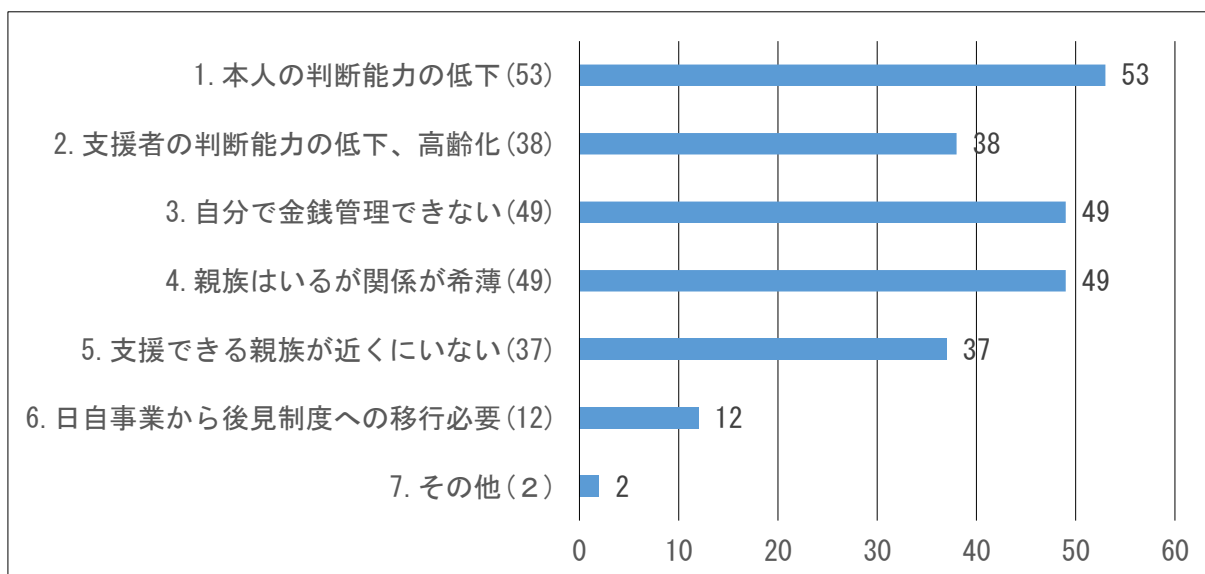
10人	6	60
11人	2	22
20人	1	20
合計	68	209

* 利用者の重複があり得るため、実数とはならないもの。

Q14、成年後見制度の利用が将来的に必要と思われる理由をお答えください（複数回答可）。

* Q11で「いる」と回答した68事業所への質問

- 1 本人の判断能力の低下
- 2 親族等の支援している方の判断能力低下や高齢化
- 3 自分でお金や資産の管理ができない
- 4 親族はいるが関係が希薄
- 5 支援できる親族が近くにいない
- 6 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行が必要
- 7 その他



その他：

- ・身元引受人不在、子が障害者施設入所
- ・身寄りなし

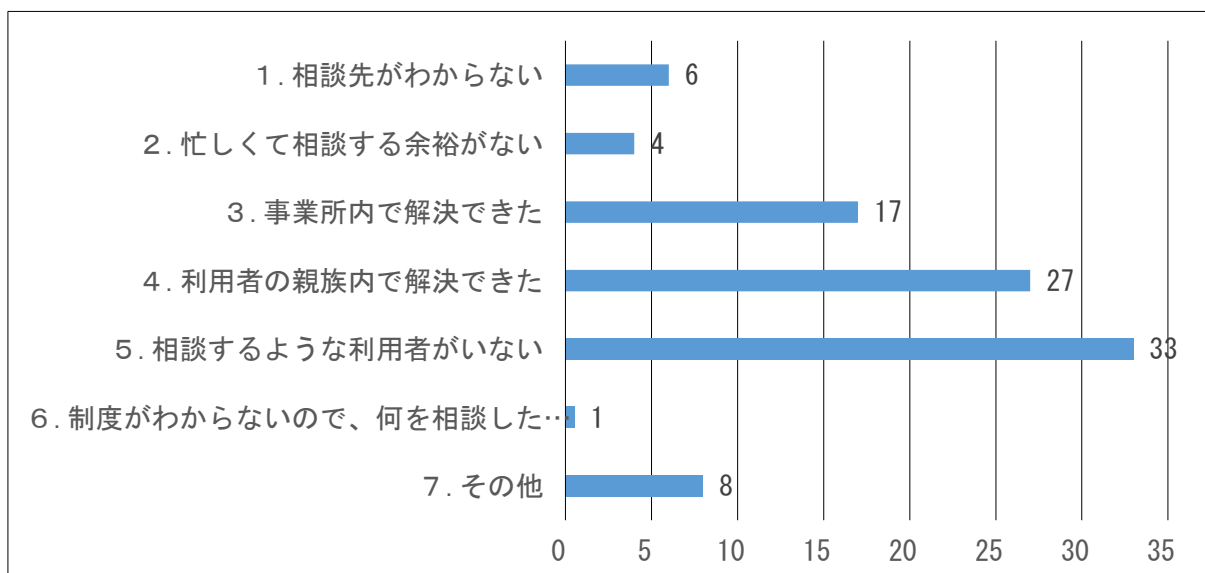
その他：

- ・ 居宅介護支援事業所（3件）
- ・ 生活保護係へ相談するも、まだ該当する状況ではないとの事で様子を見る事に。
- ・ おひとりさま応援団（1件）

Q17、成年後見制度の相談をしたことがない理由をお答えください(複数回答可)。

* Q15で「ない」と回答した92事業所への質問

- 1 相談先がわからない
- 2 忙しくて相談する余裕がない
- 3 事業所内で解決できた
- 4 利用者の親族内で解決できた
- 5 相談するような利用者がいない
- 6 制度がわからないので、何を相談したら良いのかわからない
- 7 その他



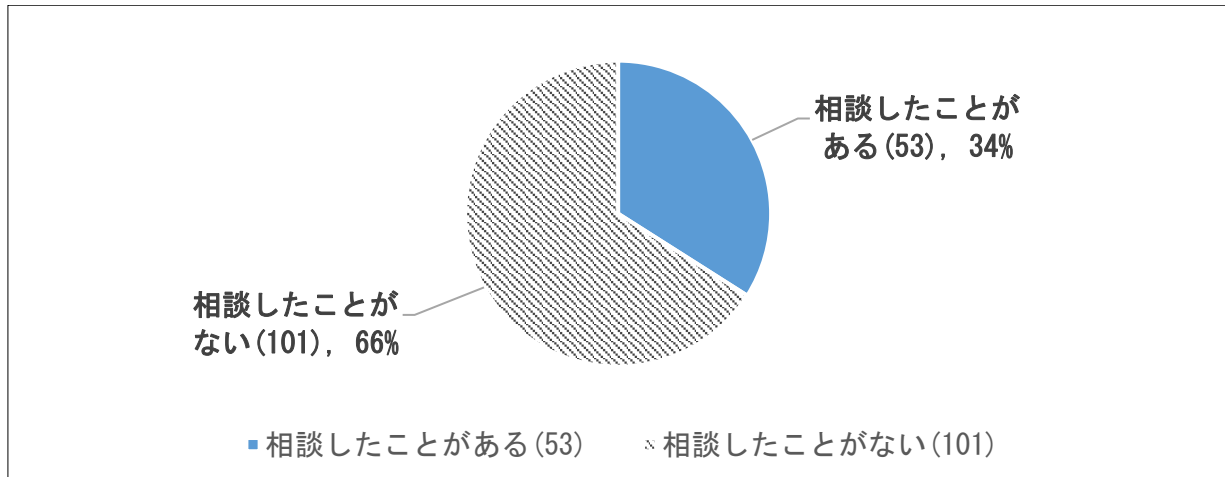
その他：

- ・ 短期入所利用者の方の詳細な家庭の事情は把握していないため。
- ・ 短期入所のため、具体的に相談する立場にない。
- ・ 短期入所生活介護の事業所が相談するよりも、居宅のケアマネージャーが相談すべきことだと思うから。
- ・ 基本的にはケアマネージャーさんから紹介された利用者さんにサービスを提供することになっており、成年後見制度の利用が必要な方は既に利用されているため。
- ・ 措置入所のため。
- ・ 短期入所なので、相談が終わっている。
- ・ 案件で来た時はほとんど後見さんがついてます。
- ・ 緊急性が低い。

Q18 あなたの事業所では、高齢者虐待・障がい者虐待について他機関に相談したことはありますか。

1 相談したことがある

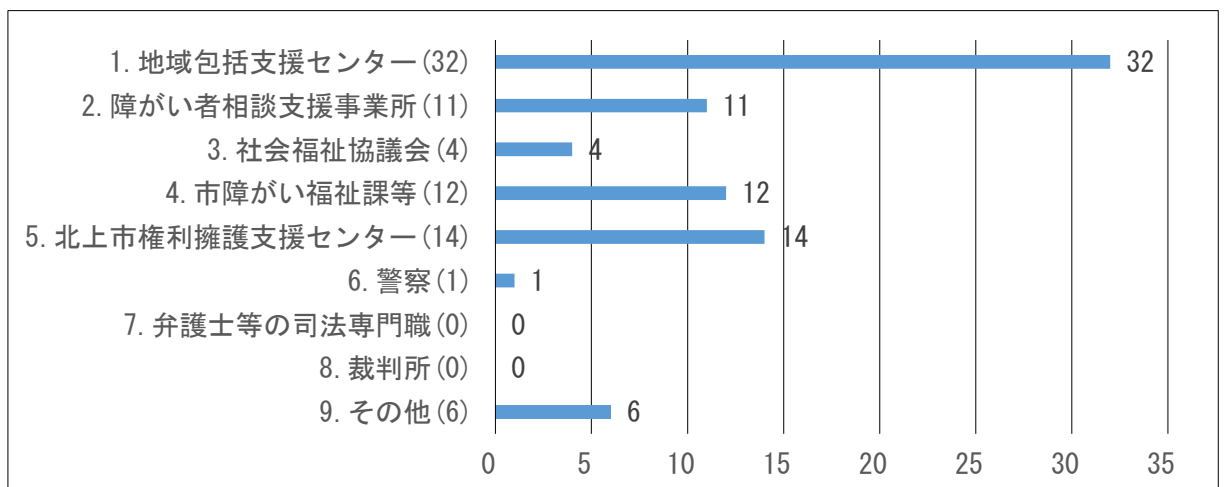
2 相談したことがない



Q19、高齢者虐待・障がい者虐待について相談した他機関をお答えください(複数回答可)。

* Q18で「相談したことがある」と回答した53事業所への質問

- | | |
|--------------------------|--------------|
| 1 地域包括支援センター | 6 警察 |
| 2 障がい者相談支援事業所 | 7 弁護士等の司法専門職 |
| 3 社会福祉協議会 | 8 裁判所 |
| 4 北上市役所(障がい福祉課など) | 9 その他 |
| 5 北上市権利擁護支援センター(市長寿介護課内) | |



その他：

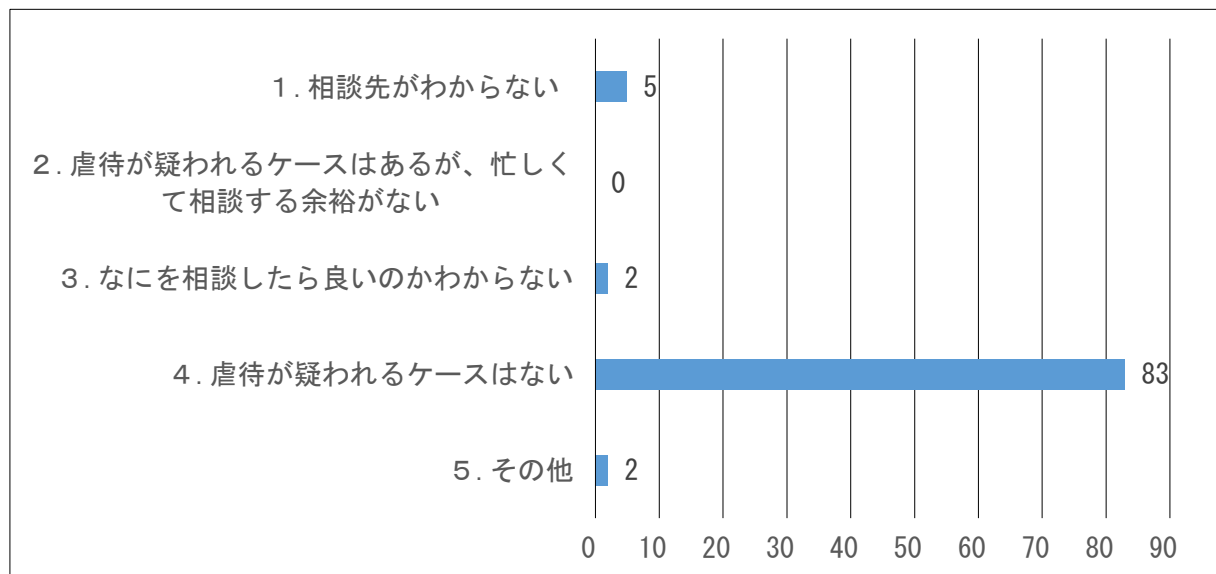
- ・ 居宅介護支援事業所 (5件)

・介護事業所（1件）

Q20、相談したことが無い理由をお答えください(複数回答可)。

* Q18で「相談したことがない」と回答した101事業所への質問

- 1 相談先がわからない
- 2 虐待が疑われるケースはあるが、忙しくて相談する余裕がない
- 3 なにを相談したら良いのかわからない
- 4 虐待が疑われるケースはない
- 5 その他



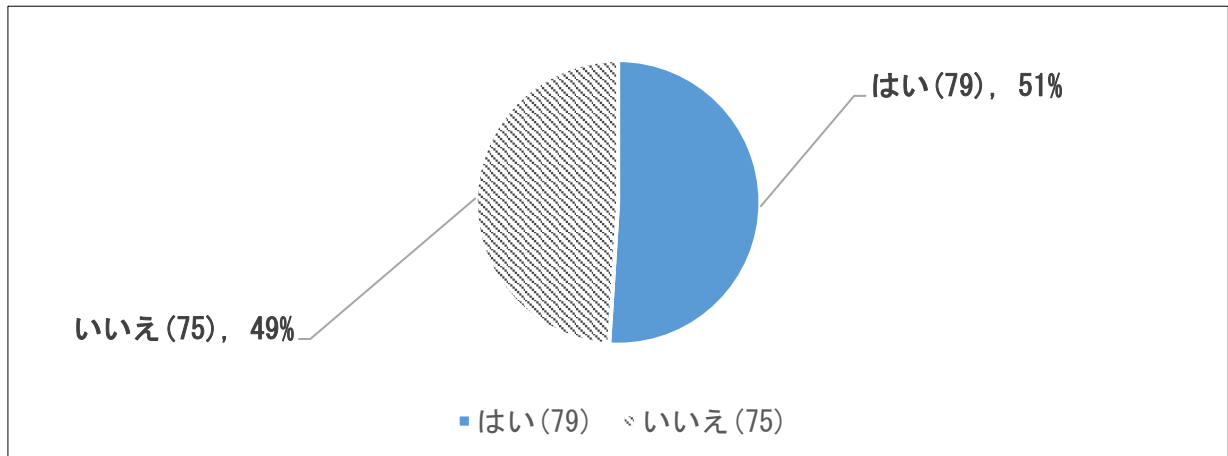
その他：

- ・ケアマネさんに委ねている。
- ・虐待が疑われる利用者は既に担当ケアマネジャーが包括支援センターと連携して動いているため。

Q21、あなたの事業所では「身寄りがない方」への支援経験はありますか。

1 はい

2 いいえ



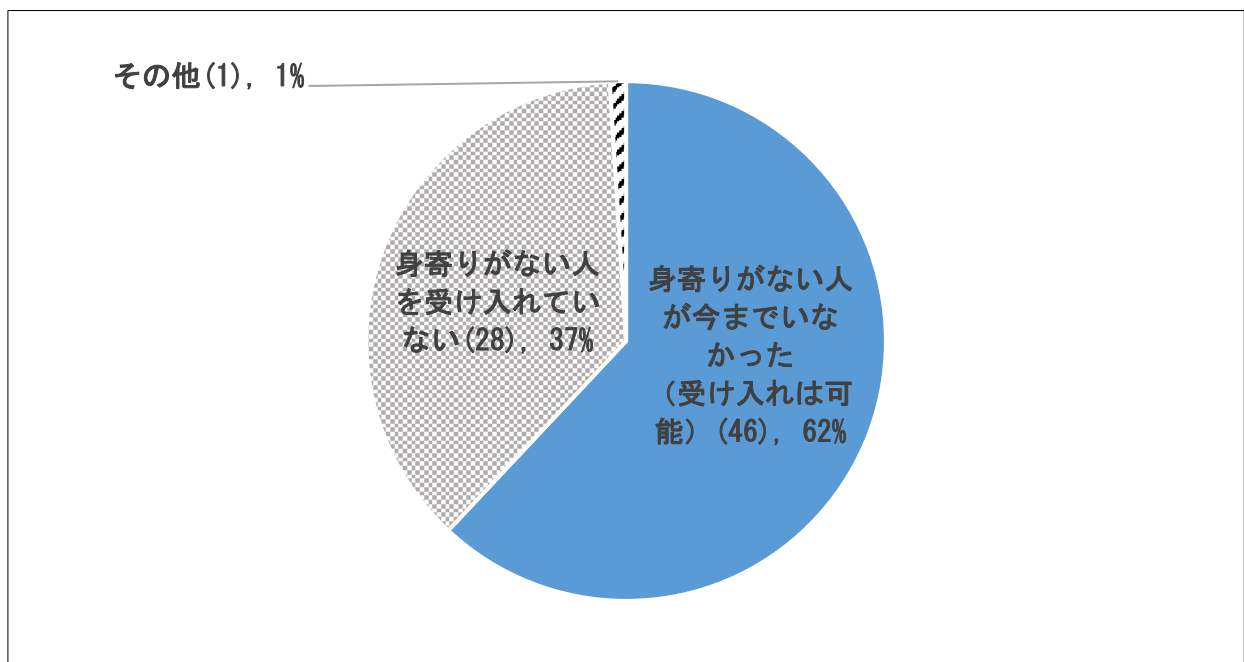
Q22、支援経験がない理由を教えてください。

* Q21で「いいえ」と回答した75事業所への質問

1 身寄りがない人を受け入れていない

2 身寄りがない人が今までいなかった（受け入れは可能）

3 その他



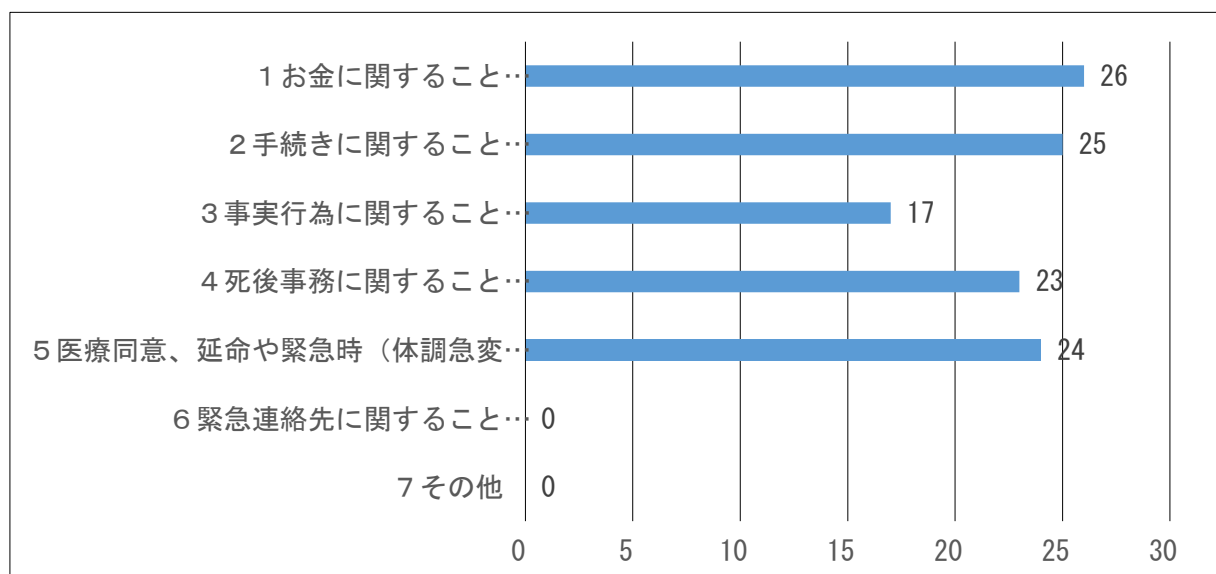
その他：

- ・身寄りがない人の相談が無いので、検討した事が無い。

Q23、身寄りがない人を受け入れることの課題となることを教えてください（複数回答可）

* Q22 で「身寄りがない人を受け入れていない」と回答した 28 事業所への質問

- 1 お金に関すること（支払いの保証、金銭管理等）
- 2 手続きに関すること（入院入所時の契約、市役所等の手続き）
- 3 事実行為に関すること（通院の同行、物品の購入）
- 4 死後事務に関すること（逝去時の対応；遺体、物品の引き取り）
- 5 医療同意、延命や緊急時（体調急変時）の判断に関すること
- 6 緊急連絡先に関すること（上記の役割以外のもの）
- 7 その他



Q24、Q23 で「緊急連絡先に関すること（上記の役割以外のもの）」と回答した方にお伺いします。緊急連絡先に求める役割を教えてください。

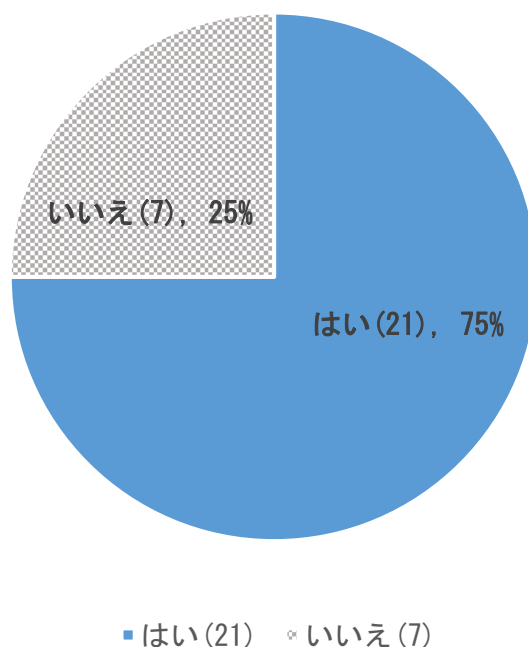
回答なし

Q25、Q23 で挙げられた課題の対応方針が定まった場合、身寄りのない人を受け入れることは可能ですか。

* Q22で「身寄りがない人を受け入れていない」と回答した28事業所への質問

1 はい

2 いいえ



Q26. 受け入れが難しい理由を教えてください。

* Q25で「いいえ」と回答した7事業所への質問

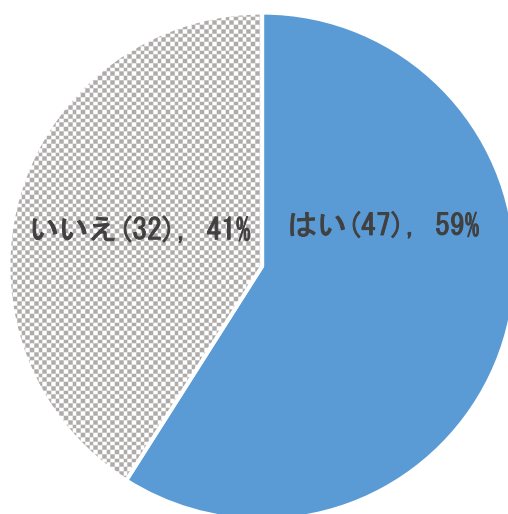
- ・ 本社の意向に沿うため。
- ・ 短期入所利用者については、体調不良時は退所してもらい、医療機関を受診してもらっている。短期間の受け入れのため、体調不良時にすぐに対応できるような体制が望ましい。
- ・ 人材不足
- ・ 対応が難しい。
- ・ 制度では家族の代わりにはなれなくて施設職員の負担が増えるのではないかと考えるため。
- ・ 成年後見制度がご家族が果たす役割と同等なものであれば良いが、運用上施設の負担が大きくなる懸念があるため。

Q27. 現在、「身寄りがない人」を支援していますか。

* Q21で「身寄りがない人の支援経験がある」と回答した79事業所への質問

1 はい

2 いいえ



■ はい(47) ▨ いいえ(32)

Q28. 支援している「身寄りがない人」の人数を教えてください。

* Q27で「はい」と回答した47事業所への質問

人

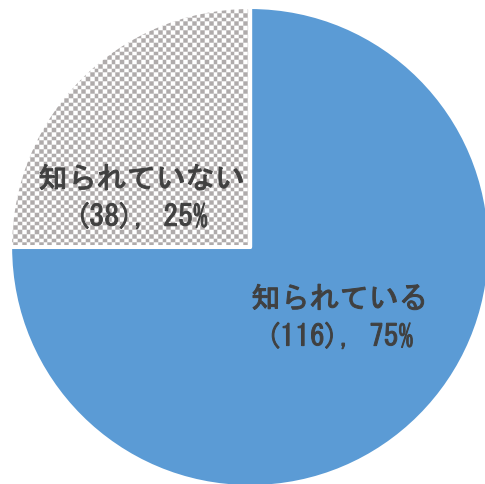
支援している「身寄りがない人」の人数	回答数	人数(回答数×人数)
0人	1	0
1人	15	15
2人	11	22
3人	8	24
4人	2	8
5人	4	20
10人	3	30
14人	1	14
17人	1	17
合計	46	46

* 利用者の重複があり得るため、実数とはならないもの。

Q29. あなたの事業所の職員に、成年後見制度は知られていると思いますか。

1 知られている

2 知られていない

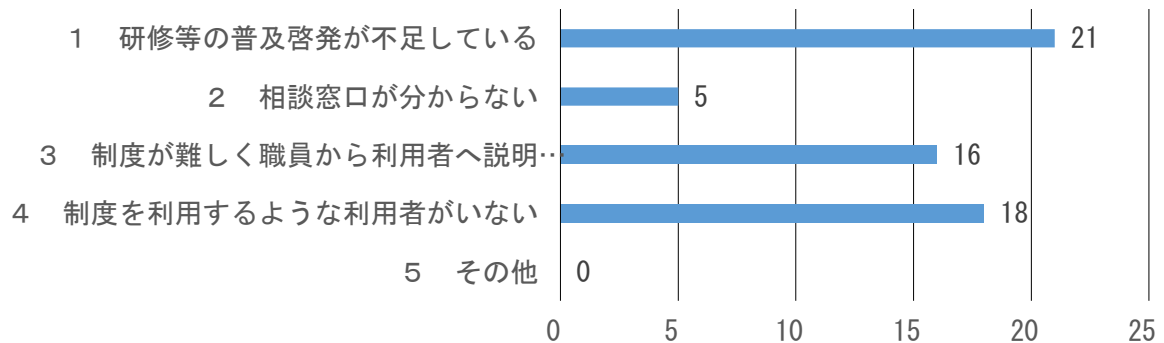


■ 知られている(116) □ 知られていない(38)

Q30. 知られていない理由をお答えください（複数回答）。

* Q29で「知られていない」と回答した38事業所への質問

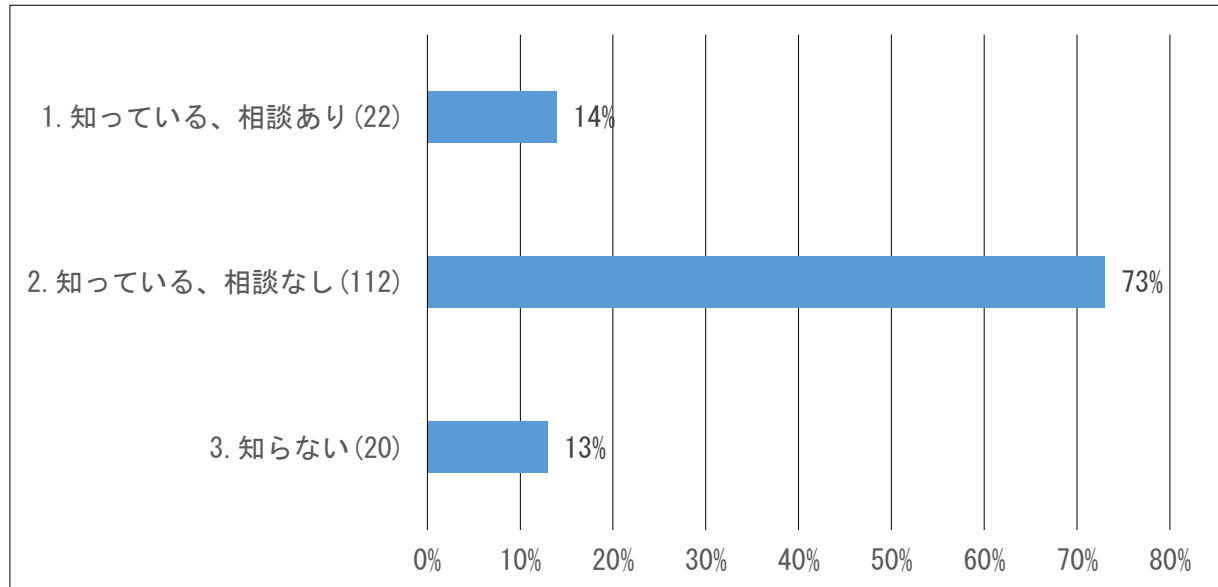
- 1 研修等の普及啓発が不足している
- 2 相談窓口がわからない
- 3 制度が難しく職員から利用者へ説明できない
- 4 制度を利用するような利用者がいない
- 5 その他



その他：

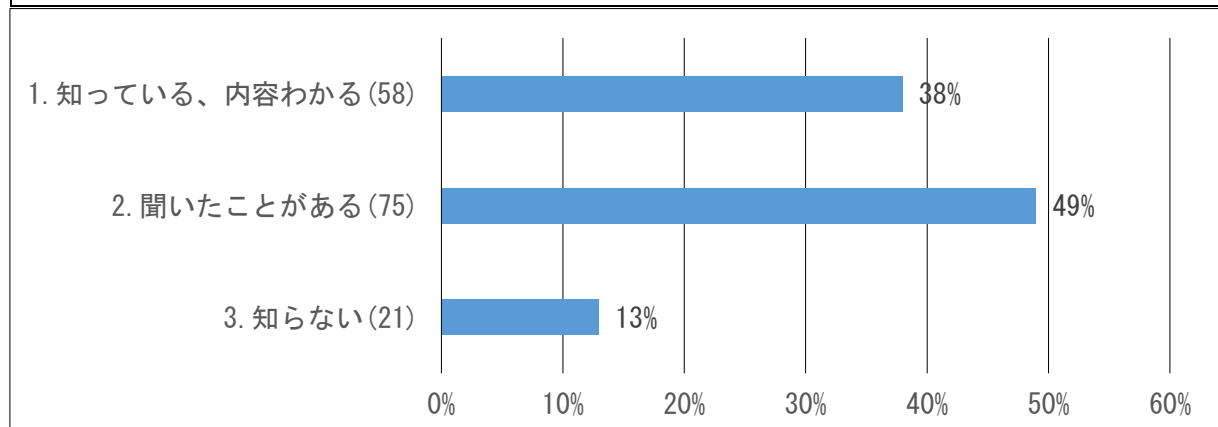
Q31 あなたは、北上市役所の長寿介護課内に「北上市権利擁護支援センター」が設置(令和3年4月1日設置)されたことを知っていますか。

- 1 知っているし、相談したことがある 3 知らない
2 知っているが、相談したことはない



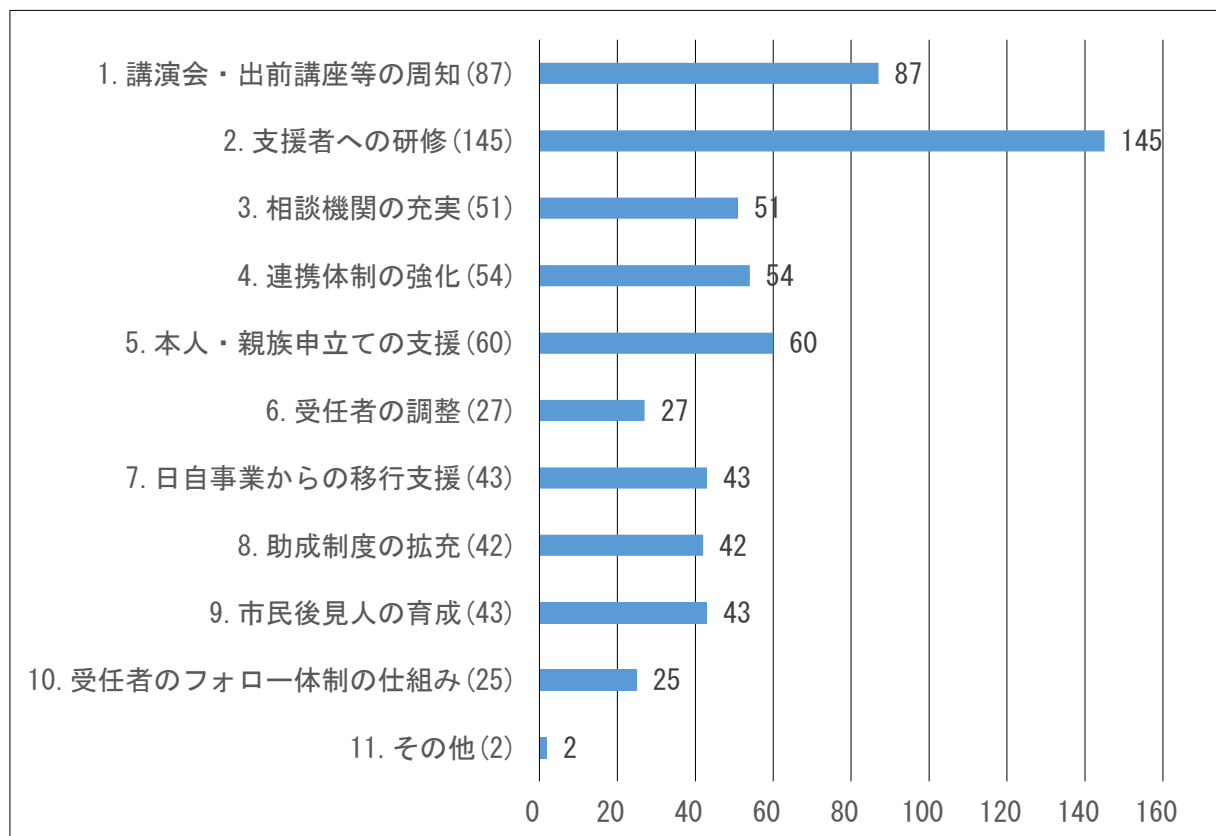
Q32 あなたは、市民後見人制度を知っていますか。

- 1 知っているし、内容もわかる 3 知らない
2 聞いたことはあるが、内容はわからない



Q33 あなたは、成年後見制度の利用を促進するためにはどのようなことが必要だと思いますか(複数回答可)。

- 1 講演会・出前講座等での市民への周知
- 2 支援者(事業所の職員など)への研修
- 3 成年後見制度・高齢者や障がい者虐待等に関する相談機関の充実
- 4 司法・福祉・医療などの連携体制の強化
- 5 本人・親族申立ての支援
- 6 成年後見制度における適切な受任者の調整
- 7 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行支援
- 8 成年後見制度の利用に関する助成制度の拡充
- 9 市民後見人の育成
- 10 後見人等の受任者へのフォロー体制の充実
- 11 その他()



その他：

- ・存在自体を知ってもらうためのPR (CM等)
- ・研修についてですが、母親が多いため平日の日中に研修をしていただければ参加しやすいとの声がありました。

Q34 成年後見制度に関する「課題」、「要望」などがあれば自由に回答をしてください。

- ・利用までに時間がかかり、入院中の支援に大きな支障がでている。
- ・診断書の結果によって申し立てが難しくなることや、裁判所から診断書の取り直しを勧められたことがあり、手間が掛かる。福祉職として申し立てが必要と判断し、申し立てをしているので、申し立てのハードルを下げて欲しいと思っている。
- ・後見人の月報酬が分からないので、分かりやすくしてほしい。
- ・生活保護の方の成年後見制度活用について、お金がギリギリの方の対応。
- ・生活保護の方を成年後見に結びつけるマニュアルがほしい。
- ・身寄りの希薄さから成年後見を申し立てたいと他スタッフから申し出があるケースが多い。ただ本人の判断能力がまだ残存している場合で、病院で金銭管理しているケースであると、どのタイミングで申し立てをすすめるか悩む事がある。
- ・市役所で兼務ではない専属の担当者があることが相談、連携調整（弁護士等の専門職が同席してのケア会議等）がさらに充実すると思う。
- ・重度訪問介護事業所としては特にありません。ご家族で対応できています。
- ・眼の見えない方への支援のため、代読の際に説明する方の思いや表現でご本人の感じ方が変わる。ご本人に問題課題を理解していただけるかが課題。
- ・制度利用が必要と分かっても高齢の親御さんが頑張っているため、お亡くなりになった場合や本当にできなくなったタイミングでしか相談にならないこと。
- ・誰がいつどのようなタイミングで必要になるか分からないこと。制度利用が必要と分かっても高齢の親御さんが頑張っているため、お亡くなりになった場合や本当にできなくなったタイミングでしか相談にならないこと。
- ・申立までの手続きが面倒だと思います。
- ・次第に普及してきていると思います。
- ・独居の利用者や支援してくれている親族の高齢化、判断能力に乏しい家族であるなど、公的に支援が必要なのではないかと感じる場面が増えてきた。
- ・私達も判断に困った時になんでも無料で相談が出来る仕組み（あるのかも知れませんが、分からない）がほしいと思う事があります。
- ・現状、成年後見人が必要でも金銭的に余裕がないと頼みにくいと感じる。
- ・身寄りのない方の支援として、成年後見制度を利用しながら、最後まで市と連携し対応をお願いしたい。
- ・成年後見制度について理解している人が少ないため、制度に関する分かりやすい動画があれば良いと思います。
- ・金銭管理ができない場合や、施設等利用する場合の保証人になってもらう人がいない場合、成年後見人がいた方が良いと思う場面があるが、金銭的に余裕がないと、月2万円の支払いが難しいかなと思います。
- ・独居の高齢者も増えてきているため、私どもの施設でも必要な場面は今後出てくると思

うが、安心して勧められる環境づくりをお願いいたします。

- ・ 成年後見の担い手の育成が推進されるよう期待しています。
- ・ 生涯独身の方が増加し、終末期の支援体制が急務である。
- ・ 課題 お金の管理について踏み込みづらい。よほど困らないと話ができないので、困ってからの展開が負担に感じる。
- ・ 要望 お金問題を協働してもらえる専門職がもっといてほしいと思う。例えば、預貯金がある銀行の職員とか。

・ 申したい書類が多く記入が大変で手間がかかる。お金もかかる。申し立てのハードルが高いと感じる。

・ 利用者様や親類の方に成年後見制度についてわからない方が多い。身近に相談できるように啓発など行っていただきたい。

・ 判断能力によっては成年後見制度ではなく日常自立支援を活用することがありますが、見極めが難しいです。

・ 東京都弁護士会だけでも、金銭の管理ができず、横領等が行われ、資格剥奪や退会が毎年、複数人が紙面を賑わす。このような状況で市が、市民後見人制度を推し進めるには被害者救済の手立てを確立しておく必要がある、と考えます。

・ 成年後見制度について、啓発のための研修会が多く、必要と思われるケースについて把握しながらの対応ができてきています。必要時は包括支援センターへ相談し対応していただいております。

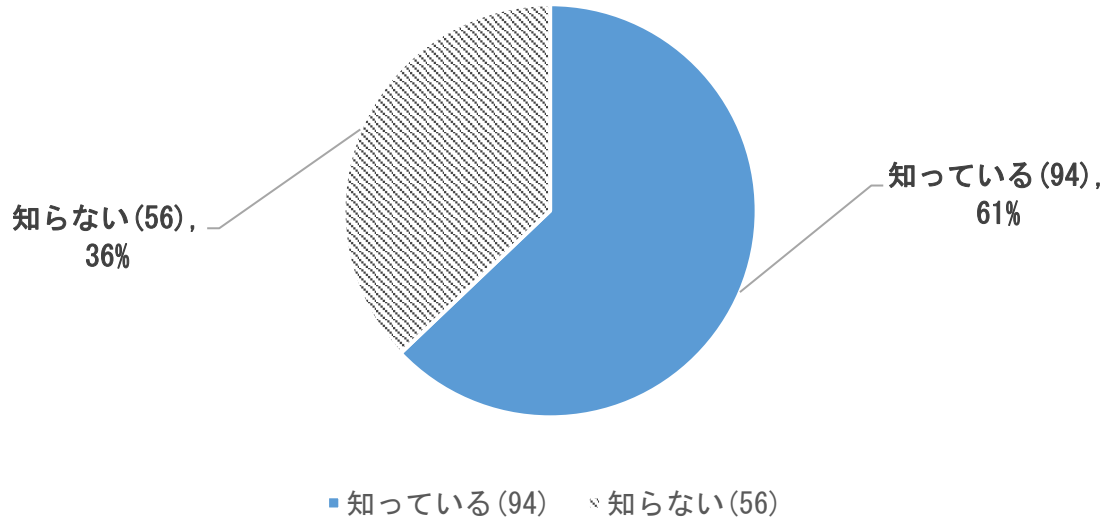
・ もう少しわかりやすく、利用しやすいようになれば良い。

・ 専門職などの基礎知識のある者が受任できる制度改正が必要と考えます。

Q35 あなたは「意思決定支援」を知っていますか。

1 知っている

2 知らない

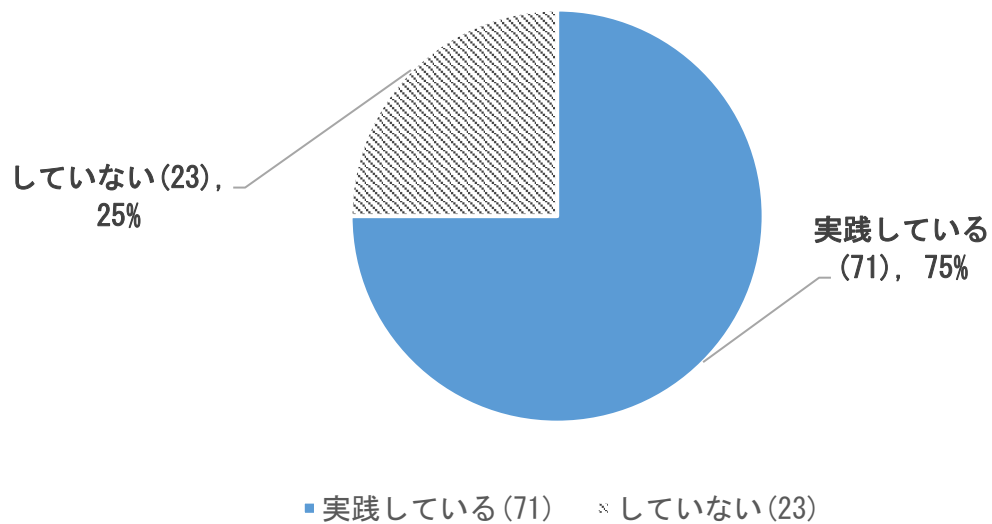


Q36 あなたの事業所では「意思決定支援」を実践していますか。

* Q35で「知っている」と回答した94事業所への質問

1 実践している

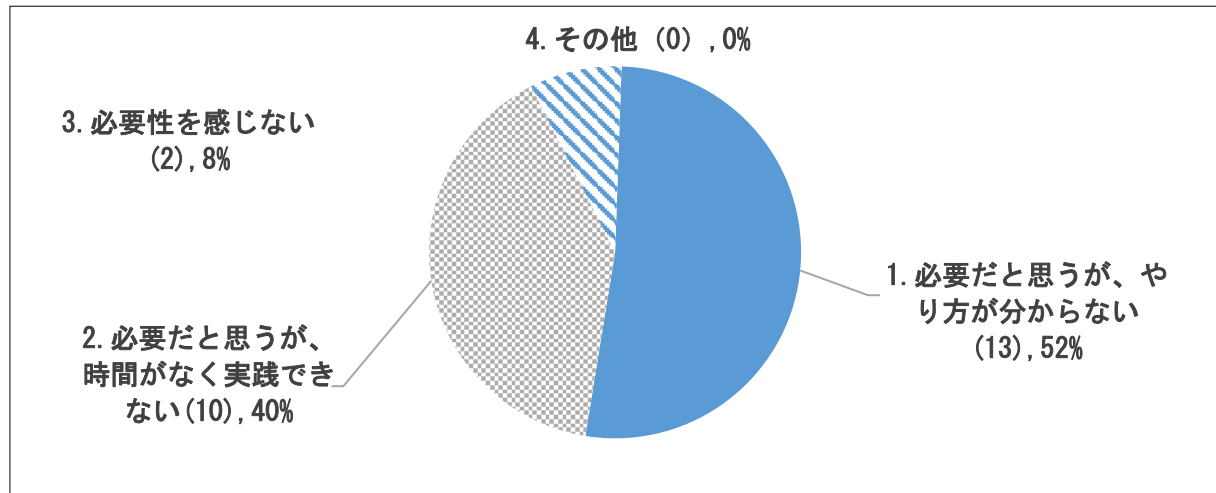
2 していない



Q37 実践していない理由を教えてください。

* Q36で「していない」と回答した23事業所への質問

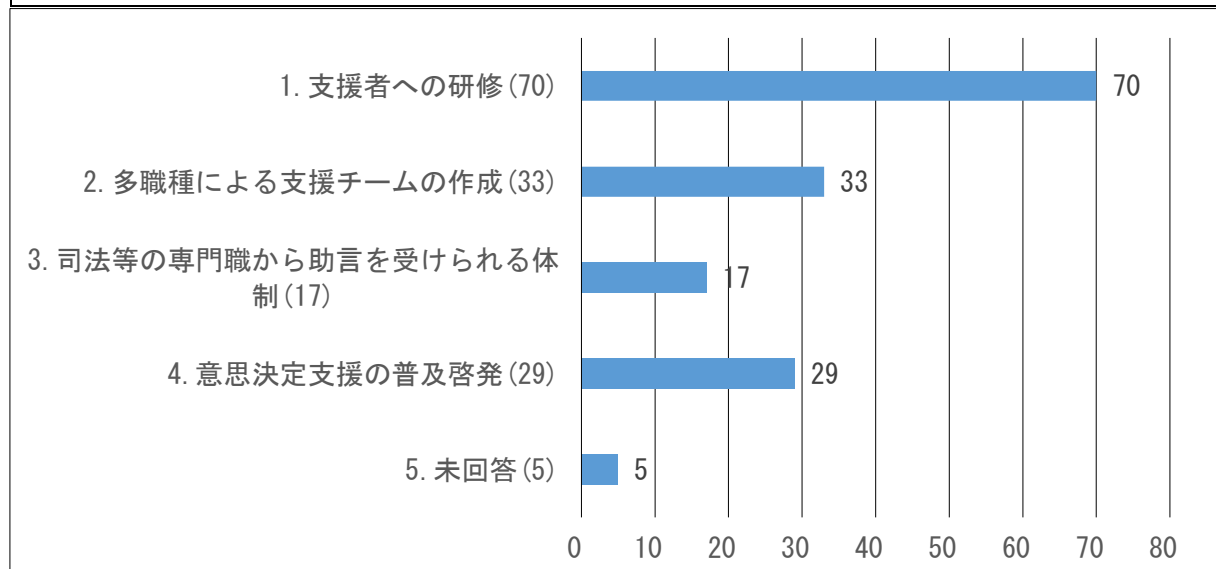
- | | |
|------------------------|------------|
| 1 必要だと思うが、やり方が分からない。 | 3 必要性を感じない |
| 2 必要だと思うが、時間がなく実践できない。 | 4 その他 |



その他：

Q38 「意思決定支援」の実践を促進するためにはどのようなことが必要だと思いますか。

- 1 支援者への研修
- 2 多職種による支援チームの作成
- 3 司法等の専門職から助言を受けられる体制
- 4 意思決定支援の普及啓発



Q39 「意思決定支援」に関する「課題」、「要望」などがあれば自由に回答してください。

- ・北上市の支援チームは他市町村より軌道力があると思いますが、今後意思決定が必要な方は増える状況であるため、さらなる支援チームの体制づくりが急務です。
- ・生活保護の方、身寄りのない方が増えている。そのような方が、心身機能の低下などにより、支援が必要となった場合の対応。
- ・今までのように随時関係機関と相談する以外に新たな取り組みが必要かどうか、具体的に理解しきれていない。
- ・意思決定支援となる環境の醸成。
- ・重度訪問介護利用者は意思決定をそのまま受け入れているととんでもないことになるので、適切な支援者が必要です。
- ・ありません。
- ・常にご本人の意思を尊重できるわけではありません。医療同意や何かしらの契約ごとなどは支援が必要であるが、その都度、相談支援専門員やケアマネさんに連絡し、相談員さんが対応するケースが多いです。
- ・障がい者支援では、何をどの程度理解しているかの確認が難しい。そのため、支援者が良いと思った方向に進めることがある。本人の希望や要望が本人の資金と見合わないことがあるため、ご本人の意思を尊重するだけではいけないと思われれます。
- ・本人の意向を尊重することが基本ですが、障害や認知症により、本人が自分の意思を明確に表現できない場合があります。このような状況では、支援者が本人の真意を理解することが困難になり、結果として支援者の価値観や判断が優先されるリスクがあります
- ・入所時にターミナルケアのアンケートを家族に実施している。ご本人に対しても医療の選択等確認している。ご本人が選択できなくなったとき、家族の判断が重要になっている。
- ・地域での意思決定支援の研修会があると良い。
- ・意思決定支援の支援者が少ないため、支援者のための研修を増やしてほしい。
- ・終末期における意思決定支援が個人の尊重されるものであるようにしてほしい。
- ・公正中立な人材の育成。
- ・課題 意思決定支援を行う当事者（本人）が自分ごとになっていないことが多いように感じる。（病気は医者が治すもの、介護状態になったらおしまいだから考えたくもない）難しさを感じる。
- ・要望 ケアマネが金銭管理 医療連携など介護保険外の業務に携わらざるを得ない場面が増えてきておりケースバイケースで関わっているが常に不安感がある。介護保険外業務の支援をしてほしい。
- ・身寄りのない人が医療処置（手術・検査）を受ける際、本人が意思決定能力がある場合でも医療からケアマネの処置中同席を求められているケースがある。
- ・本人、医療、支援者共に、事前の本人の意思確認に対応する共通認識が必要。私の希望ノートが有効活用されるよう、包括でももっと働きかける必要を感じている。救急キット

の記入用紙に延命処置等の意思確認の項目を加えるのも良いのではないか。

- ・意思決定支援について、在宅での限界値の見極めが難しい。やむを得ず代理決定しなければいけないケースもあります。自己決定支援について勉強会が必要となっています。

- ・実際のケースを用いての模擬検討会などの実践的な研修に多くの事業所が参加できること。

- ・意志決定支援については、理解しているつもりではいるが、理解力が薄いと感じています。事例を通しての研修会を開いてもらえればと思います。意志決定支援については、普段の業務でも対応できるようになるまでの意識付けが必要と思っています。

- ・どれほど公正にできるか難しい

- ・意思決定支援の体制整備が全市レベルで必要と考えます。